

講義Ⅳ 令和3年度の研修について

評価者フォローアップ研修(共通コース)
令和3年4月開催
東京都福祉サービス評価推進機構

この講義では、令和3年度の研修について説明します。

講義内容

- 1 評価者研修の体系について
- 2 令和3年度 研修計画
- 3 評価者フォローアップ研修(専門コース)
- 4 研修受講上の留意点

講義内容は、主に4点です。

1点目は、評価者研修の体系について。

2点目は、令和3年度の研修計画について。

3点目は、フォローアップ研修 専門コースの義務付けについて。

そして、4点目は、研修受講にあたっての留意事項についてです。

1 評価者研修の体系について

1点目は、評価者研修の体系についてです。

(1)フォローアップ研修(共通コース)

- ・全評価者の悉皆研修
- ・年度当初に実施
- ・令和3年度からeラーニングにより実施

《研修の目的》

該当年度の手法や、各年度ごとに新たに策定した共通評価項目等について、評価者に伝え、当該年度の評価の正確かつ円滑な実施を図る。

フォローアップ研修 共通コースは、毎年、必ず受講しなければならない研修です。

令和3年度よりeラーニングで実施することになりました。

現在、受講されている研修が該当します。

この研修は、当該年度の手法や、年度ごとに新たに策定した共通評価項目などについて、評価者に伝え、当該年度の評価の正確かつ円滑な実施を図ることを目的としています。

令和3年度の評価活動をおこなうためには、この研修を必ず受講しなければなりません。

この研修を受講しなかった場合は、評価者名簿から抹消となります。

評価活動を継続される意思のあるかたは、4月1日から4月30日のあいだに、この研修を受講し、修了してください。

(2)フォローアップ研修(専門コース)

評価者が「3年に1回以上」受講しなければならない研修
《研修区分・対象者》

講義内容や受講者のレベルに合わせて4段階を設定し実施

	対象者	研修のねらい
基本編	全評価者対象	基本的な知識の習得
実践編Ⅰ	評価経験の少ない評価者	評価で求められる実践的なスキル習得
実践編Ⅱ	一定の評価経験のある評価者	実践編Ⅰのレベルを踏まえた実践的なスキルの習得
発展編	一定の評価経験を積んだリーダー的な評価者	評価チームリーダーとしてのスキルアップ

続いて、フォローアップ研修 専門コースですが、3年に1回以上 受講しなければならない研修として位置づけられています。

専門コースは、講義内容や受講者のレベルに合わせて、表のとおり4段階に分かれています。

受講対象者のレベルは、基本編は、受講を希望する評価者が対象となります。実践編Ⅰは、受講を希望する分野における評価実績の累計が0件から10件の評価者を対象としています。

実践編Ⅱは、受講を希望する分野における評価実績の累計が11件以上の評価者を対象としています。

発展編は、一定の評価経験を積んだリーダー的な評価者を対象としています。

(3)社会的養護関係施設評価者研修

ア 養成研修

【対象者】社会的養護関係施設の評価を実施する評価者
(予定を含む。)

イ 継続研修

【対象者】以下の要件を2つとも満たしていること

- ・令和3年4月1日現在、社会的養護関係施設評価者であること
- ・直近2年間(令和元・2年度)のうちに、1件以上東京都の社会的養護関係施設の評価実績があること

※「継続研修」は、「養成研修」修了者の悉皆研修ではありません。

※3年間に1回以上受講が必要なフォローアップ研修(専門コース)ではありません。

次に、社会的養護関係施設研修についてです。

養成研修は、社会的養護関係施設の評価を実施する方、実施予定のある方など、評価者であれば受講することができます。

継続研修を受講するためには、2つの要件を満たしている必要があります。

一つ目の要件は、令和3年4月1日現在、社会的養護関係施設評価者であること、二つ目の要件は、直近2年間 令和元年度と令和2年度に、1件以上東京都の社会的養護関係施設の評価実績があることとなります。

なお、継続研修は、養成研修修了者の悉皆研修ではありません。

また、この研修は、3年間に1回以上の受講が必要なフォローアップ研修 専門コースではありませんので、ご注意ください。

(4)特別研修(モデル研修)

保護・婦人保護施設に関する研修

【対象者】 全評価者

【研修のねらい】

評価対象サービスである「保護施設」「婦人保護施設」に関する法制度、施策の動向について学ぶとともに、サービス現場の状況や取組など、評価実施に役立つ基本的知識を習得する。

※令和3年度は実施予定なし。

※ 3年間に1回以上受講が必要なフォローアップ研修(専門コース)ではありません。

続いて、特別研修として、保護・婦人保護施設に関する研修があります。

これは、評価対象サービスである 保護施設、婦人保護施設に関する研修ですが、令和3年度は実施予定はありません。

(5) 評価機関支援研修

【受講対象者】

評価機関代表者、評価者育成責任者、
評価手法管理責任者又は事務局職員 等

【受講対象年度】

評価機関認証の有効期間(3か年度)内で、
任意の年度に1回以上受講

※本研修の受講は、評価機関の認証を更新するための要件です。

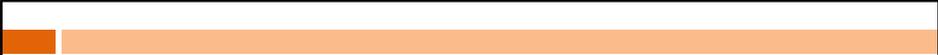
最後は、評価機関を対象とした、評価機関支援研修です。

この研修の受講は、評価機関の認証更新要件となっています。

認証を更新しようとする評価機関は、令和2年度から令和4年度までのあいだに、1回以上の受講が必要になります。

受講対象者は、評価機関代表者、評価者育成責任者、評価手法管理責任者、又は事務局職員 などです。

受講年度を定めていませんので、評価機関として、令和2年度から令和4年度までのあいだに、必ず1回以上、受講してください。



2 令和3年度研修計画について

講義内容の2点目は、令和3年度研修計画についてです。

(1)実施計画

区分	研修名
フォローアップ研修(専門コース)	組織マネジメントの基礎
	コミュニケーションスキルの習得 ～評価における良好なコミュニケーションに向けて～
	評価者のためのベーシックスキルの習得 ～「理論的思考と伝達方法」の基礎を学ぶ～
	福祉サービスの現状を学ぶ～高齢分野～
	福祉サービスの現状を学ぶ～障害分野～
	利用者調査の手法を学ぶ～児童分野～
	利用者調査の手法を学ぶ～高齢分野～

令和3年度の実施計画について、このスライドと、次のスライドで説明します。

フォローアップ研修専門コースの基本編は、組織マネジメントの基礎、コミュニケーションスキルの習得、評価者のためのベーシックスキルの習得、福祉サービスの現状を学ぶ 高齢分野と障害分野、利用者調査の手法を学ぶ 児童分野と高齢分野、の7コースの実施を計画しています。

区分		研修名
フォローアップ研修 (専門コース)	実践編Ⅰ	福祉サービスの共通評価項目を学ぶ～高齢分野～
		福祉サービスの共通評価項目を学ぶ～障害分野～
	実践編Ⅱ	福祉サービスの共通評価項目の理解を深める ～保育分野～
		福祉サービスの共通評価項目の理解を深める ～障害分野～
社会的養護関係研修	社会的養護関係施設評価者養成研修	
	社会的養護関係施設評価者継続研修	
評価機関支援研修	評価機関支援研修	

そして、実践編1は、福祉サービスの共通評価項目を学ぶ 高齢分野と障害分野、の2研修、実践編2は、福祉サービスの共通評価項目の理解を深める保育分野と障害分野、の2研修の実施を計画しています。

また、社会的養護関係施設評価者研修の、養成研修と継続研修、並びに評価機関支援研修の実施を計画しています。

(2)研修開催日程等について

①開催日等について

研修実施計画は、東京都福祉ナビゲーション(福ナビ)上に掲載しています。

開催日が決定しましたら、随時、福ナビ上で「研修計画」を更新していきます。

※福ナビでの確認方法
第三者評価トップページ → 機構からのお知らせ

②研修の募集案内

研修開催日の1か月半前には、評価機関あてメールで募集案内いたします。

研修受講を希望する場合は、所属する評価機関を通じてお申し込みください。

各研修の定員や開催時期については、福ナビにて掲載していますので、ご確認ください。

現在、開催日が決まっていない研修は、決定しましたら、第三者評価ホームページの研修計画を更新していきますので、ご確認ください。

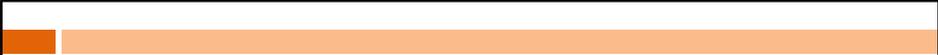
なお、研修計画に記載してある開催時期や令和4年度以降の実施については、あくまで予定のため、今後変更になる場合もありますので、あらかじめご了承ください。

今年度の研修についても、昨年度と同様、新型コロナウイルス感染症の関係で、開催を予定していた研修が中止や延期になる可能性もあります。中止や延期の場合は、評価機関を通じてお知らせするとともに、福ナビにお知らせを掲載しますので、ご確認ください。

研修の募集案内は、研修のおよそ1か月半前には、メールで評価機関へ案内いたします。

募集案内は郵送していませんので、御注意ください。

受講の申し込みは、所属する評価機関を通じて行います。



3 評価者フォローアップ研修 (専門コース)

講義内容の3点目は、評価者フォローアップ研修 専門コースについてです。

(1) 専門コース受講の義務付け

専門コースは「評価者養成講習受講年度ごとに評価推進機構が別表に定める3年間に1回は受講すること」と規定されている。

【参照】

・令和3年1月29日付2財情報第1714号

『福祉サービス第三者評価機関認証要綱第2条第9号に定める「必要なフォローアップ研修」について(通知)』

(掲載場所)

東京都福祉サービス第三者評価ガイドブック2021

福ナビ

フォローアップ研修 専門コースは、福祉サービス第三者評価機関認証要綱において、評価者養成講習受講年度ごとに、評価推進機構が別表に定める3年間に1回は、受講しなければならない研修、として規定されています。

参照欄に記載しました通知は、ガイドブック及び福ナビに掲載しています。必要に応じてご確認ください。

(2)「3年間の区切り」の確認

令和3(2021)年度が「3年間の区切り」の最終年度に該当する
評価者 ⇒ 評価者養成講習修了者番号が

「H05」・「H08」・「H11」・「H14」・「H17」で始まる評価者

評価者養成講習 修了者番号 (評価者養成講習 修了年度)	H02*****(14年度)	H05*****(17年度) H08*****(20年度) H11*****(23年度) H14*****(26年度) H17*****(29年度) H20*****(R2年度) (※2)	H06*****(18年度)
	H03*****(15年度)		H09*****(21年度)
	H04*****(16年度)		H12*****(24年度)
	H07*****(19年度)		H15*****(27年度)
	H10*****(22年度)		H18*****(30年度)
	H13*****(25年度)		
	H16*****(28年度)		
	H19*****(R元年度)		
3年間の区切り (今期) (※1)	令和2年度～ 令和5年度	平成30年度～ 令和3年度	令和元年度～ 令和4年度

※1 **今期は、例外的に4年間**とする。次期区切り以降は3年間となる。

※2 「H20」で始まる評価者は、令和3年度は研修を受講したものと見做す。

次に、3年間の区切りについて説明します。

フォローアップ研修 専門コースは、受講の3年間の区切りは、グループごと
に決められた3年間の中で1回以上、受講しなければなりません。
表は、今期の区切りを示しています。

今期については、令和3年1月29日付通知のとおり、例外的に4年間と
なっています。
次期以降は、3年間となりますので、注意してください。

また、令和2年度に養成講習を受講して評価者となった、H20から始まる
評価者は、令和3年度はフォローアップ研修を受講したものと見做します。
次期の区切りである令和4年度から令和6年度の間、必ず1回以上、フォ
ロアアップ研修 専門コースを受講してください。

受講の3年間の区切りの最終年度に研修を受講する評価者が見受けられます。
毎年、当該年度の最後の研修案内を送付しますと、日程が合わないので受講
できない、名簿から抹消になってしまうのでなんとかならないか、という話
をされる評価機関及び評価者の方が見受けられます。

専門コースを受講しなかった場合は、評価者名簿から抹消となります。

受講の3年間の区切りの中で、早めに研修を受講するようお願いします。

(3) 専門コース「受講の3年間の区切り方」

例 平成29年度に評価者養成講習を修了し、次年度の平成30年度にフォローアップ研修(専門コース)を受講したAさん(H17*****)の場合

H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2023)
評価者養成講習修了		フォローアップ研修 (専門コース)受講	【注意】直近のフォローアップ研修 (専門コース)受講後から3年間ではない		フォローアップ研修 (専門コース)受講後から3年間ではない		
	評価者養成講習受講年度で定められた3年間の区切り				評価者養成講習受講年度で定められた3年間の区切り		

「受講の3年間の区切り方」ですが、自分の属するグループごとに決められた3年間の区切りの中で、1回以上、フォローアップ研修(専門コース)を受講することになります。

スライドの例で説明をします。

平成29年度に評価者養成講習を受講したAさんは、平成30年度から令和2年度までが、「評価者養成講習受講年度ごとに評価推進機構が定める3年間」の第1回目になります。

Aさんは、区切りの2年目の年である令和元年度にフォローアップ研修(専門コース)を受講しました。次にAさんがフォローアップ研修(専門コース)を受講する期間は、令和4年度から令和6年度になります。

令和元年度に受講しても、次の3年間の区切りは令和2年度から令和4年度までの3年間にはなりませんので、ご注意ください。

(4)修了した研修の確認方法

フォローアップ研修(専門コース)の修了を確認する方法は以下のとおり **2つ** あります。

- ① 所属評価機関に送付される
「修了者名簿」で確認する方法
- ② 福ナビに掲載する
「評価者名簿情報」で確認する方法

次に、自身が修了した研修を確認する方法について説明します。

1つ目は、研修終了後、機構から評価機関あてに送付される 修了者名簿で確認する方法です。

所属する評価機関へご自身で問合せをしてください。

2つ目は、福ナビに掲載している 評価者名簿情報 で確認する方法です。確認方法は、福ナビから福祉サービス第三者評価をクリックします。

第三者評価トップページが開いたら、評価機関・新規申請法人の皆さんはこちらをクリックします。

第三者評価メニューの評価者を検索するをクリックし、評価者養成講習修了者番号から探すというカラムにご自身の修了者番号を入力して検索を行ってください。

評価機関から、所属する評価者がいつ研修を受講したかがわからない、といった問い合わせを受けることがあります。

評価機関においても、評価者と同じ方法で確認をすることができます。機構から送付される修了者名簿を適切に管理するとともに、福ナビで確認をお願い

いします。

【留意事項】

受講履歴を確認するときは次の点にご注意ください。

以下に記載した研修は、3年間に1回受講することが定められているフォローアップ研修(専門コース)には該当しません。

- ・社会的養護関係施設評価者研修
（養成研修・継続研修）
- ・保護・婦人保護施設に関する研修
- ・評価機関支援研修

受講履歴を確認するときは、次の点に注意してください。

社会的養護関係施設評価者研修 養成研修、継続研修、保護・婦人保護施設に関する研修、そして評価機関支援研修は、フォローアップ研修 専門コースではありませんので、お間違いのないようお願いいたします。

4 研修受講上の留意点

講義内容の4点目は 研修受講上の留意点についてです。

(1)受講者確認について

ア 受講者確認

研修を受講する時には、受講者であることを確認するため、所属評価機関が発行する「評価者証」を必ず持参し、受付で提示してください。

イ 受講確認

原則として、各日の研修終了時に受講者からの「出席確認票」の提出をもって受講したことを確認し、研修の修了とします。

1点目は、受講者確認についてです。

研修受講時には、受講者であることを確認するため、受付で 評価者証を提示していただきます。

研修受講の際は評価者証を忘れずにお持ちください。

評価者証を持参されない方にその理由を伺ったところ、評価者証をなくした、氏名変更をしたが、評価者証を発行してもらっていない、等の回答が散見されました。

評価を行う際には、当該評価機関に所属する評価者であることを証する書類 評価者証を所持しなければなりません。

所持していない評価者におかれましては、速やかに所属する主たる評価機関へ申し出て、発行してもらってください。

評価機関におかれましても、適切な対応をお願いします。

次に受講確認です。

機構が実施する研修では、原則として各日の研修終了時に配付する出席確認票の提出によって出席確認を行います。

研修を途中退席した場合は、研修修了とはなりませんので、御注意ください。

(2)研修に関する問い合わせ

【評価者からの問い合わせ例】

- ・受講決定後のキャンセル(辞退)はどうしたらよいか。
- ・いつ受講決定の書類が届くのか
- ・研修の開催通知が送られてこない
- ・今年度、評価者名簿からの抹消対象になっているか

⇒問い合わせは、所属する評価機関経由で行います。

直接、機構へ問い合わせをされる事例が見受けられますが、「所属する評価機関」に問い合わせを行ってください。

2点目は、研修に関する問い合わせについてです。

スライドには、評価者から問い合わせの多い内容を記載しています。例にお示した問い合わせ内容は、全て所属する評価機関を通じて行います。評価機関は、所属する評価者の管理や育成を行う責任主体となっています。評価者は、所属する評価機関へ問い合わせを行ってください。

(3)研修受講辞退の手続き

①受講決定後に、キャンセル(辞退)する場合

評価者は、所属する評価機関に連絡をしてください。

評価機関は、受講予定者から連絡があった場合は、機構へ連絡をしてください。

②研修当日、体調不良によりやむを得ず欠席する場合

評価者は、所属する評価機関へ連絡をしてください。

評価機関は、受講予定者から連絡があった場合は、機構へ連絡をしてください。

①・②ともに評価機関は、「評価者研修受講辞退届」を

提出してください。（「受講辞退届」は、福ナビから出力できます。）

最後に、研修の受講辞退の手続き方法について説明します。

受講決定後に研修を辞退する場合は、必ず受講辞退届を提出してください。研修開催前、研修当日にかかわらず、研修受講を辞退する場合は、評価者は所属する評価機関へ連絡をしてください。

連絡を受けた評価機関は、機構へ連絡をするとともに、受講辞退届を郵送にて提出してください。

受講辞退届は福ナビから出力をしてください。

研修当日に体調不良により欠席される評価者が、所属の評価機関へ欠席の連絡をしていない事例や評価者から連絡があっても機構へ欠席連絡を忘れている評価機関が見受けられます。

評価者は、やむを得ず欠席をする場合は、所属する評価機関へ連絡をお願いします。

評価機関は、評価者から連絡があった場合は、すみやかに機構へ連絡をお願いします。



以上で 講義Ⅳは終了です。
確認テストに解答後、アンケートにも
回答いただくことで修了となります。

令和3年度の研修に関する説明は以上です。

確認テストに進んでいただき、全講義の受講及び確認テストへの解答が完了しましたら、アンケートにご回答ください。
アンケートの必須項目にご回答いただくことで、本研修は修了となります。
ご受講、お疲れ様でした。